

発議第 4 号

野洲市空き家の適正管理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 2 月 1 0 日

提出者 野洲市議会議員 矢野 隆行

賛成者 野洲市議会議員 鈴木 市朗

賛成者 野洲市議会議員 立入三千男

賛成者 野洲市議会議員 田中 孝嗣

賛成者 野洲市議会議員 小菅 六雄

賛成者 野洲市議会議員 梶山 幾世

賛成者 野洲市議会議員 河野 司

## 野洲市空き家の適正管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空き家の管理の適正化を図り、倒壊による事故、犯罪の発生等を防止し、もって市民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 市内に所在する現に人が使用していない建築物をいう。

(2) 管理不全な状態 次に掲げる状態をいう。

ア 老朽化若しくは台風、地震等の自然災害によって、建築物が倒壊し、又は建築物に用いられた建築材料が飛散し、若しくははく落することにより、当該建築物の敷地外において人の生命、身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態

イ 建築物に不特定の者が侵入することにより、犯罪が誘発されるおそれがある状態

(3) 所有者等 市内に所在する建築物を所有し、相続し、又は管理する者をいう。

(4) 市民等 市内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者をいう。

### (空き家の所有者等の責務)

第3条 空き家の所有者等は、当該空き家が管理不全な状態にならないように自らの責任において適正な管理をしなければならない。

### (市民等の情報提供)

第4条 市民等は、管理不全な状態である空き家があると認めるときは、市長に対し、規則で定めるところにより、その旨を報告することができる。

### (実態調査)

第5条 市長は、空き家が管理不全な状態であると思料するとき、又は前条の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、当該空き家の状態、所有者等その他必要な事項を職員に調査（以下「実態調査」という。）をさせることができる。

2 市長は、前項の実態調査を行う場合において必要があると認めるときは、職員に立入調査（当該空き家に立ち入り、調査し、又は質問することをいう。以下同じ。）をさせることができる。

3 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者等又はその関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導)

第6条 市長は、前条の実態調査により、当該実態調査に係る空き家が管理不全な状態であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該実態調査に係る空き家の所有者等に対し、空き家の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告)

第7条 市長は、前条の指導を受けた空き家の所有者等が当該指導に従わないときは、規則で定めるところにより、当該空き家の所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第8条 市長は、前条の勧告を受けた空き家の所有者等が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該空き家の所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命じることができる。

2 市長は、前項の命令をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該空き家の所有者等に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を書面で通知し、相当の期間を指定して、当該事案について弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならない。

(1) 当該命令の原因となる事実

(2) 弁明書の提出先及び提出期限

(公表)

第9条 市長は、前条第1項の命令を行ったにもかかわらず、当該空き家の所有者等が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 命令の対象である空き家の所在地

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、野洲市公告式条例（平成16年野洲市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示板への掲示並びに市の広報紙及びホームページへの掲載の方法による。

3 市長は、第1項の規定により公表したときは、当該公表に係る空き家の所有者等に対して規則で定めるところにより、通知しなければならない。

(行政代執行)

第10条 市長は、第8条第1項の規定による命令を受けた空き家の所有者等が、当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該命令を受けた空き家の所有者等から徴収することができる。

（野洲市空き家適正措置審議会）

第11条 市長の諮問に応じ、空き家の状況及び第6条から前条までの規定に基づく措置について調査審議するため、附属機関として野洲市空き家適正措置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（警察、消防機関その他の関係機関への要請）

第12条 市長は、緊急の必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察、消防機関その他の関係機関に必要な措置を要請することができる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

発議第5号

野洲市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年12月20日

提出者 野洲市議会議員 小菅 六雄

賛成者 野洲市議会議員 立入三千男

賛成者 野洲市議会議員 田中 孝嗣

賛成者 野洲市議会議員 鈴木 市朗

賛成者 野洲市議会議員 梶山 幾世

賛成者 野洲市議会議員 河野 司

野洲市議会基本条例の一部を改正する条例

野洲市議会基本条例（平成 22 年野洲市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「議会は、」の次に「本会議並びに」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第6号

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年12月20日

提出者 野洲市議会議員 小菅 六雄

賛成者 野洲市議会議員 立入三千男

賛成者 野洲市議会議員 田中 孝嗣

賛成者 野洲市議会議員 鈴木 市朗

賛成者 野洲市議会議員 梶山 幾世

賛成者 野洲市議会議員 河野 司

## 野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

野洲市議会委員会条例（平成16年野洲市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(常任委員会の議員の所属並びに名称、委員の定数及び所管)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員会の委員となるものとする。

第3条の見出し中「常任委員」を「常任委員会の委員」に改め、同条第1項中「常任委員」を「常任委員会の委員」に、「在任する」を「の間は、在任するものとする」に改め、同条第2項中「補欠委員」を「補欠の委員」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「常任委員」を「常任委員会の委員」に改める。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員会の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条第1項を次のように改める。

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の委員は、議長が会議に諮って指名する。ただし、議会の閉会中においては、議長の指名による。

第8条第3項中「常任委員」を「常任委員会の委員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「常任委員」を「常任委員会の委員」に改め、「ときは、」の次に「会議に諮って」を加え、「委員会」を「常任委員会」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第3項とする。

ただし、議会の閉会中においては、議長が変更することができる。

第8条第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員会の委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任しなければならない。

第9条第1項中「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。）」を「委員会」に改め、同条第3項中「委員」を「それぞれの委員会の委員」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「共に」を「ともに」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の互選を行う場合には、年長の委員が委員長職務を行う。

第11条中「整理し、」の次に「及び」を加える。

第12条第1項中「又は」の次に「委員長が」を加え、同条第2項中「共に」を「ともに」に改める。



第13条の見出し中「、議会運営委員及び特別委員」を「並びに議会運営委員会及び特別委員会の委員」に改め、同条第2項中「議会運営委員」を「議会運営委員会」に、「特別委員」を「特別委員会の委員」に改める。

第19条第2項中「については」の次に「、委員長は」を加え、「決める」を「決定する」に改める。

第24条第1項中「及び学識経験者等」を「、学識経験者等」に改め、「及び」を削り、「うちから」を「中から」に改め、同条第2項中「あらかじめ」を「前項の規定によりあらかじめ」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の見出しの改正規定、同条を同条第2項とし、同条に第1項として1項を加える改正規定、第6条の見出しの改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

発議第7号

野洲市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成24年12月20日

提出者 野洲市議会議員 小菅 六雄

賛成者 野洲市議会議員 立入三千男

賛成者 野洲市議会議員 田中 孝嗣

賛成者 野洲市議会議員 鈴木 市朗

賛成者 野洲市議会議員 梶山 幾世

賛成者 野洲市議会議員 河野 司

## 野洲市議会会議規則の一部を改正する規則

野洲市議会会議規則（平成 16 年野洲市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14章 会議録(第117条—第120条)

第15章 協議又は調整を行うための場(第121条) を

第16章 議員の派遣(第122条)

第17章 補則(第123条) 」

「第14章 公聴会及び参考人(第117条—第123条)

第15章 会議録(第124条—第127条)

第16章 協議又は調整を行うための場(第128条) に改める。

第17章 議員の派遣(第129条)

第18章 補則(第130条) 」

第 14 条第 3 項中「委員会」を「常任委員会」に改める。

第 17 条第 1 項中「第 115 条の 2」を「第 115 条の 3」に改める。

第 20 条第 3 項中「委員会」を「常任委員会」に改める。

第 39 条第 2 項中「委員会」を「常任委員会」に改め、同条第 3 項中「委員会」を「常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会（以下「委員会」という。）」に改める。

第 50 条第 1 項中「登壇して」の次に「、又は発言席で」を加え、同条第 2 項中「議長は、」の次に「前項ただし書の規定により」を加える。

第 73 条第 1 項中「及び期間等」を「、期間等」に改め、同条第 2 項中「第 109 条の 2 第 4 項」を「第 109 条第 3 項」に改める。

第 123 条中「決める」を「決定する」に改め、同条ただし書中「異議」を「議員から異議」に、「会議」を「議長が会議」に、「決める」を「決定する」に改め、第 17 章中同条を第 130 条とする。

第 17 章を第 18 章とする。

第 16 章中第 122 条を第 129 条とする。

第 16 章を第 17 章とする。

第 15 章中第 121 条を第 128 条とする。

第 15 章を第 16 章とする。

第 14 章中第 120 条を第 127 条とし、第 117 条から第 119 条までを 7 条ずつ繰り下げる。第 14 章を第 15 章とする。

第 13 章の次に次の 1 章を加える。

第14章 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第 117 条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時

及び場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示しなければならない。

(意見を述べようとする者の申出)

第 118 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ文書で申し出た者その他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 前項の規定によりあらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、議会は、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第120条 公述人が発言をしようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第123条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時及び場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第 120 条(公述人の発言)、第 121 条(議員と公述人の質疑)及び前条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

別表中「第 121 条関係」を「第 128 条関係」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 73 条第 2 項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)中地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条の改正規定の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。